

プライバシー保護に関する取り組み

令和6年4月1日改定

1. 指針

「手を添えて心を添えて」この真心を込めた介護の中で利用者の自由人権、プライバシーを守り尊厳ある存在として生活できるような処遇を行う

2. 基本事項

- (1) 協同生活の場であるが、個人としての生活を最大限に保持する
- (2) 活暦など個人の過去を大切にした介護を行う
- (3) 一人の自尊心に配慮するとともに、細やかな気配り心配りを行う
- (4) 人に関わる情報に関しては「個人情報に関する基本方針」に基づいて保護を図る

3. 取り組み内容

- (1) 施設内における指導・検討
 - 職員会議や処遇会議、申し送り等において利用者の尊厳、プライバシー保護に関する指導、検討を行い職員間におけるプライバシー保護に配慮した処遇の周知徹底を図る
- (2) 外部研修等への参加

4. 注意点

(1) 居室

- ①基本的には同姓ごとの居室とする
- ②プライベートカーテンを設置し、個々の時間に配慮を行う
- ③利用者ごとの収納スペースを確保する

(2) 入浴

- ①性別ごとの入浴。
- ②衣服の着脱に関しては、浴室内脱衣所にて行う
 - *機械浴に関しては浴室前をカーテンにて覆い脱衣所とする
- ③同性職員介助の希望者に関しては、同性職員にて介助を行う
- ④入浴後はバスタオルにてすばやく体を覆う
- ⑤入浴後の衣類に関しては、個人ごとに一まとめにし他者の目に触れないように配慮する
- ⑥入浴時はプライバシーに配慮した声掛けを行う

(3) 排泄

- ①男女別のトイレ設置
- ②排泄時にはアコーディオンカーテン又はプライベートカーテンを閉める
- ③同性職員介助の希望者に関しては、同性職員にて介助を行う
- ④排泄時はプライバシーに配慮した声掛けを行う

(4) その他

随時、指針、基本事項を念頭に起き業務にあたる